

● 平成22年6月定例市議会 6月16日（2回目の一般質問）

◆ 1番杉本佳代議員 こんにちは。本日は大勢の方に傍聴いただきましてありがとうございます。自民党市議団の皆様におかれましては、貴重な質問の機会を与えていただきましたことを心より御礼申し上げます。

通告に従い、以下、質問させていただきます。

具体的な質問といたしますので、理事者の皆様にもぜひ具体的な御答弁をお願いいたします。

● 1 自主財源を増やすための債権回収施策について

自治体における債権回収は、そのまま自主財源に結び付くことから重要であります。地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が、平成12年4月に施行され、地方自治体はより自主的、自立的財政運営を行うことが求められています。平成19年度からは、大幅な地方への財源移譲もあり、地方税収の占めるウエートはますます重くなっていると言えます。

本市においても国民健康保険税を含む市税滞納、市営住宅使用料滞納など、さまざまな滞納事例を聞いております。行政が行う回収が十分に機能してこなかったことも原因の一つであるかもしれません。

しかし、このような状況を放置すれば、納税者の地方税に対する不公平感が増大し、地方行政への信頼を著しく損ねることになります。市町村では徴収専門職員が不足していたり、人事異動などにより徴収の専門知識やノウハウが蓄積されなかったり、滞納者との距離が近く、差し押さえ処分がやりづらなどの理由でなかなか回収が進んでいないようです。

そこで質問として、本市の過去3年の市税、国民健康保険税、市営住宅使用料の収入未済額等の推移と滞納整理にあたり、滞納処分等を実行しているかどうかについて、それぞれお伺いいたします。

社会経済情勢の変化に伴い、地方税の滞納事案は年々広域化、複雑化しており、このため処理困難事案が急増してきています。団体により程度差はあるものの、地方税徴収組織が共通して抱える問題であるところ、市町村の収入未済額の縮減を図るためには、市町村が単独で取り組むよりも広域的な徴収体制を整備し、専門的な滞納整理を行うほうが、より効率的であると考えられることから、茨城県では全市町村を構成団体とする市町村税の徴収のための地方自治法第284条第2項の規定に基づく、一部事務組合茨城租税債権管理機構を、また、三重県や和歌山県においても地方税に関する債権回収機構を広域的に組織しており、実績を上げているようです。

川口市では、昨年末、役職職員までもが役所の外に出て債権回収にあたったとの様子を伺っております。大変な御苦勞があったかと思えます。債権回

収を民間に委託するという方法もあろうかと思いますが、ここには地方税法による規制があり、現行法では税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていません。納税者についての重要な秘密情報が存在することや差し押さえや公売等の強制執行である公権力行使を民間委託することはなじまないとし、徴収事務に関しては地方公共団体の職員に限定しています。とはいえ、自主財源である税収の確保は重要であり、埼玉県においても広域的な債権回収を目的とした機構を設置することが望まれます。

そこで、質問です。

埼玉県の徴収支援体制がどのようになっているかについてお伺いいたします。

また、市として県に対して、特に本市市税の徴収についてこのような取り組みの要望を検討するべきと思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

● 答弁 ◎渡辺正之理財部長 御答弁申し上げます。

1点目、過去3年間の収入未済と滞納処分等の推移についてでございますが、市税におきましては過去3年間の収入未済額は18年度末に81億6,000万円でしたが、税源移譲と定率減税廃止に伴う住民税の増とともに収納率が低下したことから、19年度末には84億5,000万と増加し、さらに急激な景気後退により20年度末には87億3,000万円と2年間で約6億円弱増加したところでございます。

また、滞納処分につきましては、18年度が年間262件、19年度が382件、21年度が777件と、差し押さえを強化しております。差押えの対象は不動産が中心ですが、住民税のみの滞納者対策として、財産調査を進め、預貯金や生命保険等、債権の差し押さえに現在力を注いでいるところでございます。

続いて、4点目の県の徴収支援体制と一部事務組合の設置を要望すべきとのことでございますが、県による徴収支援策としては地方税法に基づく住民税の県への徴収委託があり、22年度は滞納者11名分、額で約1億2,000万円の徴収及び執行停止の適宜判断を県に委託してございます。

さらに、県職員の市への短期派遣制度もあり、本年は7月から4か月間、3名の県税職員に対し、本市職員として辞令を交付し、住民税の滞納整理に協力していただくことになってございます。

また、今のところ埼玉県は一部事務組合による債権回収機構は考えて

いないとのことでもあり、今後も県の支援策を活用し、より一層の財産調査と滞納整理に努め、税負担の公平性並びに自主財源の確保に資するため全力を傾注して参る所存でありますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁 ◎両家完二健康増進部長 御答弁申し上げます。

同じく2点目の国民健康保険税の過去3年間の収入未済額でございますが、平成18年度が115億9,000万円、19年度は117億9,000万円、20年度は124億5,000万円となっております。

また、滞納処分につきましては平成18年度が52件、19年度は99件、20年度は75件でございます。

以上でございます。

● 答弁◎新福三郎建設部長 御答弁申し上げます。

3点目の市営住宅使用料の過去3年間の収入未済額につきましては、平成18年度が約2億6,900万円、19年度は約2億8,000万円、20年度は約2億8,500万円でございます。

また、住宅使用料に関します最近の差し押さえにつきましては、平成18年度に1件、21年度に2件、そして、今年度に入りまして2件実施いたしております。

以上であります。

◆ 1番 杉本佳代議員 御答弁ありがとうございました。

多額の滞納処分に対して処分を行なっている件数が少なく、職員の皆様が思うように債権回収できていないことがうかがえます。収入未済は入ってくるがそもそも当たり前の財源であり、この不足により、本来実行されるはずの区画整理事業など、多くの行政サービスが達成されていないことは深刻です。200億、今、全部足し合わせると200億ありました。以上に上ります。ぜひ債権回収に向けて努力だけではなくて、工夫をしていただきますことを要望いたします。

- 2 都市農業が抱える問題について

- ◆ 1 番 **杉本佳代** 議員 平成 22 年 1 月 25 日に川口緑化センターにおいて実施された農業経営改善意見交換会を傍聴して参りました。認定農業者から、川口市において農業を続けていくことがいかに難しいかということについてさまざまな意見がありました。国の政策は農業の大規模化を推進しているが、川口のような、いわゆる中小企業化した農家にとっては、ますます経営がやりにくくなっているということと。そういう大規模化に関する弊害の訴えや、農業者同士の問題ではなく、むしろその他の住民との共存が難しいという意見。JA に対しては、加工までの商品化をイニシアチブをとって進めてほしいなど、より具体的な内容でありました。

さかのぼって、昨年 10 月に開催された都市農業サミットでは、1、農地の保全という観点から、都市部における農用地の存在意義及び計画的な農用地の保全と活用の推進、農用地、緑地の保全を推進する支援制度の拡充など。2、農業支援の観点から、都市農業支援に対する包括的法制度の創設や生産緑地買収支援制度の拡充、市街化調整区域内の基盤整備に対する支援など。3、税制度改革の視点からは、相続税軽減措置の拡大、相続税猶予制度の適用要件及び免除要件の緩和、生産緑地制度の指定要件及び解除要件の緩和などの施策の提言が行われました。

第 3 の税制に関しては、先日 5 月に行われた本市農業委員会で、埼玉県農業会議あてに相続税猶予の適用要件の緩和などの 4 点の、より具体的な要望が提出されたとのこと。どれをとってみても、私が地域の農業経営者の方々から伺っている内容と合致しており、これらの問題を解決しなくては安定した経営を行えないという思いであります。この実態を何とか国に理解していただきたいと強く感じています。

そこで質問の 1 点目として、都市農業サミットで提言された内容に対して、国からはどのような反応が得られたのでしょうか。

また、2 点目として、都市農業サミットは継続されることになりましたが、今後どのような取り組みをしていく予定でしょうか。

[岡村幸四郎市長登壇]

- 答弁◎岡村幸四郎市長 **杉本佳代** 議員の御質問に御答弁申し上げます。

都市農業サミットの今後についてのお尋ねであります。昨年開催した都市農業サミットの会議におきまして、この全国初のサミットの開催を無駄にすることなく、継続的に発展的に活動するため、協議会組織の設置に向け、取り組むことが決定され、これまでに事務担当者会議を開催するとともに、協議会の規約や活動内容について協議するなど、今年秋の設立に向けて準

備を進めているところであります。

協議会への参画呼びかけにつきましては、都市農業サミットに御賛同いただいた都市に加えて、税制問題など課題が類似する3大都市圏特定市を加え、合計100を超える都市に対して行なっているところであります。

今後とも都市の農地農業の復権と再生に向け、より多くの都市と連携を図り、声を大にして多面的機能を有する都市の農地農業の重要性について強く訴えて参りたいと存じております。

以上であります。

● 答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

1点目の提言した内容に対して、国はどのような反応であったかについてでございます。

都市農業サミットの成果として取りまとめました共同宣言の提出にあたり、農林水産省及び国土交通省の担当局長との意見交換ができ、都市農地と農業の重要性については理解いただいたものの、現状の都市計画制度からすると提言施策を採用することは極めて難しいとの感触を受けた次第であります。

しかし、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、初めて都市農地の保全が盛り込まれるなど、新たな動きも見られることや人口が減少期に突入し、経済情勢も変化していることから、必然的に国全体の土地政策、土地利用のあり方を検討しなければならない時期に来ているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

◆ 1番 **杉本佳代**議員 市長、御答弁ありがとうございました。

都市農業サミットが実りあるものとなりますことを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

● 答弁◎岡村幸四郎市長 はい、頑張ります。

### ● 3 行政評価について

本市においては地方分権が進む中、社会情勢の変化に的確に適用するとともに、市民にとっての成果を重視した行財政運営を推進するために、平成18年度から事務事業評価を、また、平成20年度からは施策評価を実施しています。21年9月に、平成20年度の行政評価結果報告書が発表されました。総合評価の結果は89.8パーセントが達成されている、もしくはどちらかという達成されているということでした。どちらかという改善されていないと評価した施策は、保健予防活動の推進、医療体制の充実、国民健康保険事業の充実、低所得者の生活の安定化の推進、水と緑の保全活用、水と緑の創出の6施策であり、改善されていないとの評価になった施策は、優良農地の保全、斎場霊園の整備、市庁舎等の整備充実の3施策でした。

行政評価の目的は、効果的、効率的な市政運営を実現するために、職員一人ひとりが明確な目的意識を持ち、組織全体の成果を上げることと、行政が市民に対して情報公開することにより、その説明責任を果たすことで市民に市政への参画意識を持っていただくことにあります。

行政評価報告書を拝見したところ、ほとんどがA評価となっています。しかし、設定された目標自体が低いものであったり、時には前年度に達成された数値よりも低いものが目標となっているものがあり、結果を求めるが余り、ベンチマーク自体の数字が信憑性に欠けると言わざるを得ないものがありました。また、すべてを数値で目標設定するのは難しいところではありますが、ベンチマークと目的の関連性が薄いものが散見されます。

21年度12月議会で承認をいただき、本年2月に広島市の行政評価制度を視察して参りました。目的や方法などは本市とさほど変わらないのですが、特徴的な点を御紹介しますと、1、翌年の予算編成にあたり、行政評価結果を予算査定判断材料として活用するようにした。2、人員体制の見直しにあたり、評価結果を査定判断材料として活用するようにした。これにより外郭職員の状況や季節によって多忙になる他部署への応援などのシステムを導入するなど、職員増減員計画書に評価結果を反映させた。3、より客観的な制度の運用を目指し、外部評価を導入した。

広島市においては、外部評価を導入した結果、悪い評価こそ明らかにして、むしろなぜ悪いのか、どうしたら改善できるのかを市民に公表することこそが行政評価の意義であるとの判断がありました。財源の不足等、いたし方ない部分もあろうかと思いますが、そういった事情の詳細を明らかにすることによって、市民からのアイデアを得ることもできます。また、達成率が十分でなくとも職員の評価は努力すべきであり、一方、達成率が100パーセントであっても職員は努力すべきなのではないでしょうか。

行政評価は民間企業と違い、評価結果を個人の給与待遇査定基準等に反映することは難しいことから、評価設定自体の煩わしさに比べて人事や予算に反映しなければ、職員に対するインセンティブが薄いことがネックとなっていますが、広島市の工夫は行政評価の結果を人事や予算に反映させることによって、このネックを解決しようとしている点に見受けられます。

そこで質問の1点目として、本市の行政評価に対する基本的な考え方について伺います。また、外部評価についても取り入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、本市におきましても行政評価をより実践に結び付く形にすべく、評価結果を予算編成や人事体制に生かす必要があると考えますが、いかがでしょうか。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

- **答弁◎岡村幸四郎市長** 行政評価についての1点目のお尋ねですが、本市が導入している行政評価につきましては、3つの基本的な考え方に基づき実施をいたしております。

まず、1点目は、さまざまな改革手法と連携を図りながら、常に行政滑走の改善に努めるための仕組みの一つとすること。

2点目は、事業の効率性及び効果に関する評価結果を市民の皆さんに公表をし、情報の共有を図る仕組みとして活用すること。

さらに、3点目は、計画、予算、評価が相互に連動したシステムの構築を目指すことを掲げており、現在創意工夫を図りながら実施をしているところでもあります。

また一方で、現在の評価は職員みずからが行う内部評価でありますことから、評価の客観性や透明性のより一層の確保とともに、市民の視点による評価の必要性にかんがみ、議員御指摘の本年度から学識者や公募市民など15名で構成する外部評価委員会を設置したいと考えております。

今後はこの外部評価委員会の評価結果や御意見等を踏まえ、引き続き効率的で効果的な市政運営が図れるよう、しっかり取り組んで参る所存であります。

以上であります。

- **答弁◎西川亨企画財政部長** 御答弁申し上げます。

同じく2点目の評価結果を予算編成や人事体制に生かす必要があるのではないかとございますが、行政評価を実施いたします目的の一つには、計画、予算執行、評価、改善のいわゆるマネジメントサイクルを確立しようとする

ものがございます。しかしながら、現在の厳しい財政状況の中にあっては、事業にかかる予算の削減はあっても予算の拡充がままならない状況であり、必ずしも行政評価結果が適切に反映されているとは言えないところでございます。

このようなことから、議員御提案の人事体制での活用も含め、真に実効性のある行政評価制度の確立に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 1 番 **杉本佳代** 議員 御答弁ありがとうございます。

外部評価を取り入れるとのことですので、ぜひ評価結果を実際に施策に反映するようお願いいたします。



● 4 都心部における川口魅力発信事業について

川口市では本年度「ようこそ川口キャンペーン」と称して、観光誘客促進事業に注力しておりますが、市外、特に東京から川口へ観光客を呼び込む戦略として、市内観光ルートを策定すべく、予算総額2,260万円が計上されたところであります。川口市には多くの観光資源が眠っていると考えますが、東京など、都心から見た川口のイメージは、通ったことがあるけれども、おりたことのない駅であり、都心からは電車や車で30分足らずの立地でありながら、どこにあるかイメージできない人がほとんどであります。訪れた人は、こんなに近くに、こんなに環境のよいところがあったんだと思われることは間違いないと思うのですが、それが知られてきませんでした。

本年度、この点に着目して市外からの集客活動を行うことによって、川口市を活性化させること。つまり、外貨を入れることで市の経済を活性化させる施策は有効と考えます。しかし、植木や花き、ボウフウなどの農作物や鋳物や川口の特産、B級グルメなど、どんなに川口のいいところを集めても、それを広報しない限り、人は来ません。待っていても人は来ないのです。

東京駅や新宿駅、池袋駅などで時より地方の地場製品の広報活動を見かけます。宮崎では知事がみずから地場製品の広報活動をメディアを通じて発信しています。また、昨今人気なのが都心のアンテナショップであります。地方の特産物などを資本のある都心部で売ることにより情報を発信するので

す。

そこで、質問の1点目として、川口市全体の魅力向上や活性化を図るため、多くの人が集まる都心部において川口の食や観光などのさまざまな情報を市外へ向けて発信する機能を強化するため、川口市の特産品を取り扱うアンテナショップ等への支援についてお伺いいたします。

また、秩父の羊が丘公園の芝桜や伊豆半島の河津桜は有名です。羊が丘公園の芝桜は、川口市戸塚の園芸農家から持って行って植えたものだそうです。河津桜は2月のまだ寒い時期に桜としては珍しく、1か月という長期間にわたり花が楽しめることから、多くの観光客を誘引し、この期間は受け入れ先に困るほどの経済効果を生みました。しかし、羊が丘公園の芝桜も河津桜も観光客誘引のために植えたものであって、歴史的にそこにもともとあったというものではないのです。つまり、このような仕掛けが観光には必要であります。

本市の農地についてはどうやって残していくかが懸案となっておりますが、このような観光農地としての仕掛けに利用していくということも一つの方策ではないかと考えます。

赤山の自然歴史公園の計画が、3月議会の我が党団長の立石議員の質問へ

の答弁として発表されました。赤山の住民の方は持っておられる農地を公園にすることにはおおむね賛成しております。そして、せっかくの自然湿地なのだから、スイレンを植えるなど、湿地を活用した美しい公園にしたいとも言っておられます。先祖より大切にしてきた自分たちの土地は自分たちの手で管理し、そうすることで本市の活性化に貢献したいという意向であります。まさに農業と環境の共生が図られるのではないのでしょうか。

そこで、質問の2点目として、これらの新たな観光施策として、農地を活用した仕掛けづくりについてのお考えをお聞かせ願います。

● 答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

1点目の川口市の特産品を取り扱うアンテナショップ等への支援についてでございますが、議員御指摘のとおり、川口市全体の魅力向上や活性化を図るためには、市外に向けた情報の発信は大変重要であると考えているところでございます。現在、財団法人川口産業振興公社において、地場製品の宣伝及び販路開拓を目的に展示会や見本市等に参加する企業に対しまして助成するなど、積極的に支援をしているところでございます。

また、今後におきましても埼玉県が開設するアンテナショップにおいて、川口市の特産品を取り扱っていただけるよう働きかけるとともに、あらゆる機会を捉え、支援して参りたいと存じます。

次に、2点目、観光施策として農地を活用した仕掛けづくりの考えをについてでございますが、本市の農業は植木、花きを中心に緑化産業として発展して参りましたが、都市化の影響を受け、農地の減少や農業従事者の高齢化など、大変厳しい状況となっております。地域農業の活性化につなげるためにも、首都東京に隣接する地の利を生かし、都市農地の保全の意味からも観光資源として農地の利活用ができないかなど、関係部局や関係団体と研究して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 1番杉本佳代議員 御答弁ありがとうございます。

アンテナショップは支援を検討していただけるとのことであり、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

また、農地の利活用については観光利用するためには一定の年数が必要なことから、計画的な取り組みを要望いたします。赤山地域が活性化するよう、ぜひともよろしく願いいたします。

● 5 選挙投票所について

ある有権者の方から、次のような問い合わせを受けました。僕の家は投票所のすぐ隣にあるのに、そこでは投票できなくて、離れたところへわざわざ行かなくてはならないので棄権しちゃうんだ。何とかならないのかなというものです。そもそも投票所入場券は選挙人に対して選挙があることを通知することと、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズにするためにありますが、実際には入場券がなくとも選挙人名簿には登録されていれば投票はできることになっています。投票日に投票に行けない人は期日前投票もできますが、その場合、市役所や支所、駅前行政センターなど、指定投票所以外で選挙することができるようになっています。今やIT化が進んでいることから、選挙人名簿は川口市のどこであっても共通に見ることができるように思います。

そこで質問いたします。

選挙管理委員会では有権者の投票を促す施策を講じていますが、より投票しやすいシステムをつくるためにも、投票所を指定しなくても川口市のどこであっても投票日に投票ができるようにはならないのでしょうか。また、投票区の見直しの検討の余地はあるのでしょうか。

● 答弁◎津田正選管事務局長 御答弁申し上げます。

選挙当日、どの投票所でも投票できないか、また投票区の見直しの余地についてでございますが、投票所の設置につきましては、有権者の利便性を図り、投票しやすい環境づくりに努めているところでございます。どこの投票所でも投票ができるようにすることは、公職選挙法において有権者は選挙当日、自分の属する投票区の投票所に行き、投票しなければならないと規定されております。他の投票所では投票することができませんので、御理解賜りたいと存じます。

また、投票区の見直しの条件につきましては、地理的な状況や有権者数、地元の御意見などを考慮、検討の上、区域の変更をいたすものでございます。

以上でございます。

◆ 1番杉本佳代議員 御答弁ありがとうございます。

できないとのことですが、だんだんとIT化が進んでくることによって、こういったことも変わってくるのかなと思います。何とか投票率アップって、待っていないで、こちらのほうからいろいろな施策を講じていくことも必要ではないかと思います。

参議院選には間に合いませんけれども、投票率アップに向けて投票区の見直

し等、市民の意見を大いに取り入れていただくことを要望いたします。

## ● 6 川口市の教育について

### (1) 地域人材活用による開かれた学校づくりについて

本市では、教育改革の取り組みとしてボランティアを活用した学校づくりに取り組んでおります。児童・生徒が職場体験や奉仕活動を行うことで、社会の一員としての体験をし、教員も地域貢献活動を行い、一方で、市民が学校支援ボランティアとして学校教育をサポートし、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む活動を推進しています。

しかし、このような魅力的な事業でありながら、現状が余り知られていないのではないのでしょうか。地域の人材活用による開かれた学校づくりについては、無償ボランティアである学校支援ボランティア事業、有償ボランティアである川口学校サポートプラン事業、さらには、特色ある学校づくりを推進するためにアシスタントティーチャーを配置する特色ある学校づくり推進校支援事業があると聞いております。

そこで、質問いたします。

1点目として、ボランティアを活用した学校づくりについての考え方を伺いいたします。

2点目として、学校支援ボランティア事業は主に教育環境の整備を行う無償ボランティアであるとお聞きしておりますが、昨年度の実績や活動内容などをお聞かせください。

3点目として、川口学校サポートプラン事業は、伝統芸能、工芸など、特別な技能を持った方を招聘して学習指導を行うゲストティーチャーのほか、社会人や大学生による学習支援員、水泳指導補助員などがあるようですが、将来教員を目指すような大学生が学校現場を体験することは、人材育成の観点からも大変有意義であると感じますが、実績、効果についてお聞かせください。

4点目として、特色ある学校づくり推進校支援事業により配置しているアシスタントティーチャーについて、その実績と効果について伺いいたします。

### (2) 学校教育費の中の図書費について

学校教育費は、各学校に対して一括交付されています。図書購入など、図書室にかかる費用に関しては教育の根幹部分でもあることから、十分な費用投入が望まれるところではありますが、枠配分されているため、必要備品の年度の内容によっては必ずしも図書費に充てられないこともあり、学校図書の充実に支障を来しているとの御意見を伺いました。

そこで、質問です。

学校の図書室というのは児童・生徒の個性を発掘する重要な資源であるこ

とから、図書費に関しては別枠で配分することはできないのでしょうか。

● 答弁◎新海今朝巳学校教育部長 それでは、御答弁申し上げます。

(1)の1点目、ボランティアを活用した学校づくりについてでございますが、川口市では、平成15年度より学校支援ボランティア活用事業を実施しております。地域の人材を活用した開かれた学校づくりを推進すべく、地域の方々にボランティアとして参画いただき、きょうまで取り組んで参りました。平成17年度より埼玉県では学校応援団づくりが進められ、学校とボランティアとの調整役である学校応援団コーディネーターの設置を推奨しておりますことから、本市では既存のボランティア支援を生かしながら、学校応援団を活用した学校づくりを目指しております。

本年度、川口市では小学校において学校応援団の設置率100パーセントを目指しております。学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育に取り組む体制づくりに努めて参ります。

2点目でございます。学校ボランティアの事業につきましては、埼玉県の推進する学校応援団の活動となっておりますことから、昨年度の学校応援団の活動延べ人数は、小学校7,730名、中学校635名でございます。活動の内容につきましては、図書室の本の整理や緑化作業及び清掃等の美化活動や防犯パトロールなどでございます。

続きまして、3点目、大学生学習支援員の実績と効果でございますが、大学生学習支援につきましては、将来教職を目指す大学生に広く門戸を開き、教育現場を体験していただく事業でございます。昨年度の実績では、教職を目指す31名の大学生が市立幼稚園、小中学校において算数のチームティーチングや体育の授業の補助、クラブ活動の補助などのボランティア活動を行なったところであり、受け入れた学校長からも教育活動に大きな成果があったと報告を受けているところでございます。

今後とも近隣大学に積極的に働きかけるなど、さらなるPRに努め、多くの有能な人材に協力いただきたいと考えておるところでございます。

4点目、アシスタントティーチャーでございますが、特色ある学校づくり認定校に対し、配置しておりますアシスタントティーチャーにつきましては、昨年度、今年度ともに市立幼稚園、小中学校で合計28名を配置いたしました。あわせて昨年度は9月から3月まで緊急雇用に基づくアシスタントティーチャーを、年度当初に配置できなかった幼稚園、小学校に26名を配置したところでございます。効果につきましては、外国語活動や算数の少人数指導において充実した教育活動が実践でき、大きな成果があったと報告を受けているところでございます。

今後もっと多くの有能な人材を発掘し、授業の充実に努めて参りたいと存じます。

(2)の図書費についてでございます。

図書費につきましては、小学校、中学校ともに消耗品費に含めて予算化しております。小学校につきましては平均50万円、中学校につきましては平均64万円の図書費を配当しているところでございます。

議員御指摘の現在の消耗品費と図書費等を別枠で配当することにつきましては、使途が限られることとなり、各学校で柔軟な予算執行が難しくなりますことから、各学校長に対しましては配当された図書費の予算を十分に尊重し、図書の購入をするよう指導して参りますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 1番 **杉本佳代**議員 御答弁ありがとうございます。

大変興味深い取り組みですので、ぜひ広く啓発してください。特に本市の学校が魅力あるものになるためには、能力も熱意もある教員の発掘にかかっていると思います。そういった意味でも、大学在学中からOJTとして児童・生徒に接するという授業は価値があると思います。

学校図書費に関しては、特に神根地域は図書館がないことから図書室の充実が大切であります。予算が厳しい中であっても、どうか図書については十分に、存分に支援できるようよろしくお願いいたします。

- 7 ごみ有料化について

本6月1日よりレジ袋削減に関する条例が施行されました。本市では地球高温化対策の一環から、精力的に環境対策事業に取り組んでいるところであります。

3月定例議会で承認いただき、札幌市の家庭ごみ有料化の取り組みについて視察して参りました。北海道では道内の8割が家庭ごみ有料化を行なっているとのことです。札幌市では、平成17年度から諮問を行い、21年7月より実に4年がかりで制度移行し、9か月経過した様子を伺って参りました。新たなごみ出しのルール化によって、廃棄ごみは前年対比、何と36パーセント減り、その中でも燃えるごみは70パーセント近く減量できたそうです。一方、資源ごみは二、三割増えましたが、分別が徹底され、別のものがまじることが少なくなりました。結果、資源ごみも含めたごみ全体の収量は2割減りました。大幅な焼却ごみの減量に成功したことにより、一つの清掃工場の運転を休止することになったとのことで、今後は同清掃工場の廃止も含め検討しているとのことでした。

清掃工場の建替え費用は370億円、年間維持費が13億円節約されることになりました。世帯あたりの負担手数料は1か月平均500円くらいとのことですが、これには減免制度があり、紙おむつなどの利用世帯や生活保護世帯などには指定袋を一定枚数無料で配布しているとのことです。準備段階では、行政と市民との意見交換会は200回以上、市民説明会は2,700回行い、参加人員は13万人に及んだとのことです。また、不適正排出、不法投棄対策の強化の一環として、大学生等のアルバイトでごみパトロール隊を設置し、指導体制を強化したことや、試行当初ごみステーション約3万5,000か所において職員が指導にあたったとのことであり、自治体職員はかなり御努力されたようです。

そのかいあって、ごみ有料化に対する市民の反対意見は10パーセントに過ぎず、むしろ協力的であるとのことでした。

そこで、質問の1点目として、家庭ごみ有料化について既に導入している市町村や一部事務組合があれば、その団体数を教えてください。

また、川口市としてもごみ有料化は大いに検討すべきと考えますが、方針はいかがでしょうか。

2点目として、マイバッグ持参をポイント制にして、ポイントがたまると有料ごみ袋に交換できるなど、楽しみながら環境を守るという施策も検討できるかと思いますが、いかがでしょうか

- 答弁◎蓮尾重徳環境部長 まず、1点目のうち、家庭ごみ有料化の状況で



ございますが、本年4月1日現在、全国では1,750団体中59.3パーセントにあたる1,037団体が、県内では64団体中14.1パーセントにあたる9団体が導入いたしております。

また、本市におけるごみ有料化の方針でございますが、平成19年3月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画におきまして、本市の実態に即した家庭ごみ有料化のあり方について検討を行うと位置付けているところでございます。

今後につきましては、まずレジ袋削減や分別集収の徹底など、ごみの減量化及び再資源化施策を徹底的に行いつつ、今後の排出量の推移や経済状況、市民生活に与える影響などを考慮しながら、慎重に検討を進めて参りたいと存じます。

次に、2点目、楽しみながら環境を守る施策の検討はでございますが、お買い物時におけるマイバッグ持参の拡大等によるレジ袋の削減方策につきましては、今月1日に施行いたしましたレジ袋削減条例に基づき、現在、対象事業者が経営環境に応じた手法を検討しているところでありますことから、現時点では市による共通ポイント制度の新設は考えておりません。

しかしながら、より多くの市民及び事業者の方々にできることから確実に環境問題解決への取り組みを実施していただくためには、楽しみながら環境を守る施策を実施することも大切なことであると認識しておりますので、どのような事業が効果的であるか今後研究して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 1番 **杉本佳代**議員 御答弁ありがとうございます。

既に平成19年3月に計画を検討しているとのことですが、具体的な取り組みが見えてきていません。全国的に見ても、ごみの有料化を行っていないのは首都圏とその近隣市が多いのだそうです。6割が導入済みとのこと。札幌市が焼却炉を1基燃やさなくていいということになったということは、CO2削減、経費削減においてもかなりの効果があると思います。地球高温化防止を唱えている本市としても、積極的な方針を打ち出させていただきますよう要望いたします。

- 8 低料金の老人ホーム設置について

厚生労働省では、本年度4月から比較的安い料金で入居できる老人ホームの規制を大都市圏で見直し、低コストでの運営が可能な定員20人以下の小規模施設の設置運営を認めました。高齢者向けセーフティネット整備の一環で、大都市圏での確保を目的として生活保護受給者でも払える料金を想定してのものです。

老人ホームには入居条件などによって、特別養護老人ホームなどの4種類の体系があり、今回の対象となっているのは自治体の助成を受けて設置、運営する軽費老人ホーム、通称ケアハウスであります。軽費老人ホームは都道府県が整備費や運営費の一部を助成し、低所得者向けに利用料を軽減する仕組みがありますが、大都市圏では地価や人件費が高く、利用料が高額になることから、郊外の施設や劣悪な環境に置かれた無届けの宿泊所や低所得者を対象とした住宅に入居するケースが少なくありません。低所得者住宅を行政の目の届く形で規制するためにも、このような軽費老人ホームを設置し、誘導する施策が必要と考えます。

軽費老人ホームは介護保険サービスを受けるほどではないけれども、身体機能が低下して、独立して暮らすことに不安のある60歳以上の高齢者が入居でき、社会福祉法人などが運営していますが、高齢者が増える中で軽費老人ホームのような見守り機能のある住宅の確保は重要であるところ、ケア付き住宅は全国の高齢者人口の0.8パーセントしかないので、厚生労働省は2010年度から定員1人あたり150万円の整備費を国が直接補助し、低利融資制度の導入も予定しております。

そこで、質問の1点目として、昨年9月定例議会での一般質問の際にもお伺いいたしましたが、本市における生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯の割合についてお聞かせください。また、軽費老人ホームの対象となる60歳以上の方が無料低額宿泊所や、これに類似する無届けの施設にどの程度入居されているかについてもお尋ねいたします。

2点目として、生活保護にかからない高齢の低所得者に対して、このような軽費老人ホームの設置について、市は今後どのようにお考えでしょうか。

- 答弁◎大久保光人福祉部長 御答弁いたします。

まず1点目、本市における本年4月中の被保護世帯数は5,992世帯で、そのうち高齢者世帯は2,213世帯、36.9パーセントを占めております。また、この6月1日時点で無料低額宿泊所や、これに類似する施設等に入所している世帯数は600世帯を超えており、このうち約60パーセントが60歳以上の世帯となっております。

次に、2点目の都市型小規模軽費老人ホーム設置の考え方でございますが、軽費老人ホームにつきましては、現在市内に1施設50床分が設置され、入所待機所も少数でありますことから、新たな施設整備に着手していないところでございます。

しかしながら、議員御指摘の都市型小規模軽費老人ホームにつきましては、都市部を対象とした従来よりも低額な料金で入居が可能な施設として、本年4月に基準が整備されたものでございますことから、新たな需要の有無について調査し、施設整備の必要について研究して参りたいと存じます。

以上でございます。

● 9 若年性認知症患者に対する支援策について

厚生労働省では、平成21年3月に若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究の調査結果の概要を発表しました。全国における若年性認知症患者は3万7,800人、発症年齢は51歳と推計されました。

一方、介護家族に対する生活実態調査の結果によれば、家族介護者の約6割が抑うつ状態にあると判断され、発症後7割が収入が減ったとのことでした。多くの介護者や経済的困難を訴え、若年性認知症に特化した福祉サービスや専門職の充実の必要性があると回答したとのことであります。

実際、若年性認知症患者を持つ家族の方は、働き盛りに発症するため、経済的に困難になるばかりか施設介護を望んでも年齢が若いため介護が大変になるなどの理由で、受け入れ先も見つけにくい状況であり、一方、平均寿命までの長い年月を考えると、老人性認知症に増して大変な状況であります。

厚生労働省による若年性認知症に関する対策は、医療的な支援、経済的な支援、助成金の支給、介護保険サービスによる支援などがありますが、制度が未熟であることから、その実態調査が必要と考えます。

そこで、質問いたします。

本市における若年性認知症患者の実態をどのように把握しておりますでしょうか。また、今後支援策としてどのようなことが考えられるでしょうか、御答弁をお願いいたします。

● 答弁◎両家完二健康増進部長 御答弁申し上げます。

若年性認知症患者の実態の把握と今後の支援策についてでございますが、若年性認知症は40歳から64歳の介護保険の第2号被保険者が介護サービスを利用することのできる特定疾病に該当し、平成21年度に若年性認知症が原因となって介護が必要であると認定された件数は41件でございます。

また、厚生労働省の若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究をもとに、本市の若年性認知症者数を試算いたしますと、第2号被保険者のうち約130人程度の潜在的な若年性認知症の方がいると推計され、多くの方に病気の内容や介護保険制度の活用を知っていただくことが重要であると考えております。

今後は若年性認知症が要介護認定の対象となることを広く周知するとともに、市内13か所の地域包括支援センターでの相談体制の充実に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 1番 杉本佳代議員 御答弁ありがとうございます。

平均51歳ということで、本人も御家族も大変深刻であると思いますので、積極的な支援をしていただきますようよろしくお願いいたします。

## ● 10 医療連携推進策について

我が国特有の医療費増加要因の一つで私が注目するのは、受診回数が多いという点です。いつでも、どこでも、好きなときにかかりたい病院や医師に診てもらえるというのは、我が国の国民皆保険制度の大きな利点の一つです。そのためにほんのちょっとした風邪やかすり傷でも病院に行く人が多いことは確かです。医師から見て、このくらいの風邪なら売薬飲んでいけば治りそうだ。消毒薬をつけて、ばんそうこうを張っておけば治るのにとするような患者さんを診ることも決して少なくないそうです。

川口市立医療センターは、救命救急も行う第3次医療機関であります。しかし、いわゆるコモンディジーズ、ありふれた病気の患者さんを診ているということがあるようです。

そこで、私は本市の市民に対し、かかりつけ医を持つことを勧めたいと思います。欧米ではホームドクターという言葉をよく耳にしますが、ホームドクターというのは病気になったとき、けがをしたときに最初に相談する医師のことを言います。日本では、これをかかりつけ医と言います。

初期の治療は地域の医院や診療所などで、高度専門医療については200床以上の病院で行うという医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度があります。病院における初診診療はできるだけ他診療からの紹介、紹介状を受けて行うことになっています。これを誘導するための制度として、選定療養費という制度があります。川口市立医療センターにおいても、紹介状を持参しないで来られた患者さんに対して、この選定療養費を負担していただいておりますが、余り知られていません。選定療養費は自由診療料なので、病院によってそれぞれですが、川口市立医療センターでは2,100円、虎ノ門病院などでは5,250円の自費負担となっております。

一方、地域医療支援病院という制度がありますが、川口市立医療センターが、この地域医療支援病院となることで効率的な診療体制が確立され、医者看護師の疲弊が軽減されるものと思います。この制度は、かかりつけ医によるプライマリーケアの普及と定着を図ることを目的として、かかりつけ医と地域の中核病院との連携による地域完結型医療を目指すものです。

地域医療支援病院の役割は、1、紹介された患者さんに対する医療の提供、紹介率80パーセント。2、地域の医療従事者との施設整備の共同利用、開放型病床、通称オープンベッド。3、救急医療の提供。4、地域の医療従事者の資質向上のための研修の4つの役割を持ち、地域医療の中核病院として役割を果たします。

いつも受診されている診療所をかかりつけ医として普段の健康管理をし

ていただき、専門的な検査や手術、入院治療を受ける場合にはかかりつけ医からの紹介状を持って受診します。紹介状はかかりつけ医から病院へ、病院からかかりつけ医へと一人の患者さんの病状や検査結果の診療情報を交換することで、1つの病院による自己完結型診療ではなく、地域の診療所の先生方との共同による地域完結型診療を行うための大切な情報源となります。

また、オープンベッドは地域の登録医との連携により原則として当該患者さんがかかれたときに優先的に入院させることができ、入院中は登録医と病院医師が共同で診療や協議、指導を行い、高度医療が利用できます。退院してからも登録医師の継続的な診療が受けられ、患者さんにとっても安心して効率のよい診療が行えます。

川口市立医療センターの紹介率は、20年度実績で40.32パーセント、逆紹介率は23.4パーセントであるとのこと。6割の患者さんは紹介状を持たずに来院しており、選定療養費を支払っていることとなります。しかし、余り意識していないのではないのでしょうか。

また、一般的な病院のオープンベッド数は20床前後であります。医療センターの病床利用率は83パーセントであり、17パーセントは空きベッドになっている計算です。また、規定病床数は539床ですので、オープンベッドは確保できると考えます。

また、地域医療支援病院は全国で現在242あり、埼玉県でも10病院あります。今こそ病院、医師会、市民が一体となって共同プロジェクトをつくり、真剣に病院のかかり方を考えるときが来ているのではないかと考えます。

質問の1点目として、地域医療連携推進のためには、行政の積極的な主導が不可欠と考えますが、本市の見解をお聞かせください。

2点目として、川口市立医療センターの地域医療支援病院化は必要と考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

● 答弁◎両家完二健康増進部長 御答弁申し上げます。

1点目の地域医療の連携推進についてでございますが、地域医療を確保するための医療連携は重要な方策の一つと考えております。現在、埼玉県地域保健医療計画により、県内には10か所の地域医療支援病院が認定されており、本市においては済生会川口総合病院が当該認定を受け、地域医療の連携を図っているところでございます。

また、大病院志向により、病院勤務医の負担が増大する中で、本市といたしましては中核的な医療機関が後方支援の病院としての機能を失わないように、今後とも埼玉県や医師会をはじめ、各関係医療機関へ働きかけを行なって参りたいと存じます。

そして、かかりつけ医を持つことがいかに重要であるかについてを市ホームページの周知に努めるだけでなく、市民の皆様への啓発機会を増やすとともに、小さなお子さんをお持ちの御両親を対象とした小児医療に関する講習会を引き続き開催するなど、さらなる啓発活動に取り組んで参りたいと存じます。

以上でございます。

- **答弁◎栃木武一病院事業管理者** 2点目でございますけれども、川口市立医療センターの地域医療支援病院化についての御質問でございますが、県の地域保健医療計画の中で川口市が位置する南部保健医療圏におきまして、当医療センターが地域の中核病院として地域医療支援病院の役割を担うことが期待されているものと認識しております。

しかしながら、当医療センターは自治体病院の使命として、市民の安心・安全、健康を守る役割がございますので、紹介状を持っていない患者様であっても、必ず診療をお受けする責務がございます。そのため収益上の向上を目的にして、この届け出要件を満たすための体制整備を進めることは難しい状況でございます。

また、当医療センターは24時間救命救急診療を行なっておりますので、いつでも入院受け入れの対応ができるようにしておりますとともに、あわせて予約入院患者様のベッドコントロールも実施しておりますことより、オープンベッドに向けた条件整備につきましては課題のある状況でございます。

現在、当医療センターでは一部紹介された患者様を優先的に診療しておりますが、地域医療支援病院の必須条件とされております紹介患者比率80パーセント以上の達成は、現状では非常に困難な状況でございます。

なお、今後とも医療センターにおきましても関係機関と協力しながら、かかりつけ医を持つことの重要性につきまして周知、啓発に努めて参る所存でございます。

以上でございます。

- ◆ **1番杉本佳代議員** 御答弁ありがとうございます。

オープンベッド設置と紹介率アップというのは表裏一体です。どちらか一方だけやるということは不可能だと思います。経営的にも地域医療支援病院になることで医療センターの加算は多く、また医師への負担も軽減できます。そこには、事務局サイドをはじめとする方々と医師との間に気持ちに対する温度差があるのではないかなと思います。スタンスとして、紹介優先の姿勢をとること、また、医師会への働きかけが大変重要になると思います。紹介状を持たず



にいらした市民の方に対して、市で運営している医療センターが診れませんと言いくいと思います。その部分もすごくよくわかります。ただ、済生会も公的病院でありますから、済生会で地域医療支援病院ができるのであれば、医療センターにもその可能性あるのではないかと思いますし、大事なのは、そのかかりつけ医を持つということを啓発していくという仕事が、もう地道な作業ではありますけれども、とても重要ではないかと思しますので、ぜひ市としていろいろな面でそういうことを訴えていただければと思います。市が行政としてリードして、かかりつけ医を持つことを促進していただけますことを要望いたします。

## ● 1.1 埼玉高速鉄道について

平成20年度の埼玉高速鉄道の輸送人員は、1日あたり約8万4,000人であり、開業時に比べると1.8倍になっているとのことです。業績も改善しているとのことで、平成21年度には補助金を除く償却前損益の黒字転換が達成されたとのことでした。

一方で、平成21年3月末にはまだ1,428億円の有利子負債を抱えていて、昨今の経済環境の悪化などで定期外の鉄道利用者が伸び悩み、当面の輸送人員の大幅な増加は見込めないとのことです。そもそも埼玉高速鉄道は開業当初、1日輸送人員を10万4,000人と見込んでいたところ、開業当初は4万7,000人からのスタートで、いまだ2万人追いついていないという様子です。

しかし、浦和美園駅周辺の区画整理事業が、平成25年までに完成する予定など、沿線のポテンシャルが高いことや経営支援がなかった場合には、平成23年度に必要な事業資金の確保が困難になるとの理由で、県及び沿線3市で10年計画で資金援助がなされることになりました。川口市からは出資金として年間約8億円、10年合計で70億の予定と、転貸債による直接貸し付けを行い、年間8億円が一般会計から充当されます。出資割合は埼玉県が15分の10、川口市が15分の3、鳩ヶ谷市が15分の1、さいたま市が15分の1ということで、走っている距離によって出資比率が決まっているとのことです。

川口市では4駅ありますので、この比率になったのだと思いますが、日中2本に1本は鳩ヶ谷始発鳩ヶ谷どまりであって、その先の新井宿、戸塚安行、東川口まで来ていません。出資比率から見ても、このように川口市にとっては川口元郷駅にしか入らず、新井宿、戸塚安行、東川口の3つの駅に来ない電車が多いのはいかがなものかと思えます。

また、このような不合理な停車状況は、前に述べました川口市魅力発信事業の効果をそぐものでもあります。

きょうはパネルを持ってきました。

赤羽岩淵駅の時刻表で、下り電車の時刻表です。赤でくくったところが鳩ヶ谷始発鳩ヶ谷どまり、およそ3分の1が鳩ヶ谷始発鳩ヶ谷どまりであります。

また、東京メトロに乗り入れて通勤定期を買う場合、6か月間でおおよそ12万円の定期代になります。会社によっては、この定期代を認めない場合もあるようですし、社宅としては家賃が安くとも、定期代の負担が多いため、むしろ少し高くとも都内のほうが利便性もいいという判断で沿線の賃貸住宅が利用されないケースもあると聞き及んでおります。経営状況の悪い中、

運賃の引き下げは困難なことかと思いますが、費用対効果を検討し、運賃の引き下げを試算してみることも必要ではないかと思います。

そこで、質問の1点目として、鳩ヶ谷始発鳩ヶ谷どまりが多いのはどのような理由があるのでしょうか。また、浦和美園駅を増やす手だてはないのかお尋ねいたします。

2点目として、運賃の引き下げによる試算をしたことはあるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

- **答弁◎田村英之技監兼都市計画部長** 御質問の1点目、埼玉高速鉄道の運行ダイヤにつきましては、議員御指摘のように、例えば昼間は約半数が鳩ヶ谷駅どまりで、浦和美園行きは約12分間隔での運行となっております。これは埼玉高速鉄道株式会社が建設時に折り返しが可能な施設を同駅に設置し、相互直通運転先である東京地下鉄株式会社等と調整を図りながら、経営効率や利便性等を考慮した運行ダイヤとなっておりますが、鳩ヶ谷駅以北における増便につきましては、例えば浦和美園駅周辺における土地区画整理事業の進捗状況等を勘案しながら、埼玉高速鉄道株式会社等と調整をして参りたいと存じます。

次に、2点目、運賃値下げの試算についてですが、過年度に埼玉県が設置した埼玉高速鉄道経営検討委員会におきまして、鉄道経営の専門的な視点から調査検討が行われ、その際の試算では10パーセントの運賃値下げに対し、輸送人員の伸び率はおよそ4.5パーセントにとどまるものと想定され、全体として減収となる可能性が高いことから、慎重な検討が必要という結論でございましたが、議員御指摘の視点を踏まえながら、同鉄道のさらなる利用促進等が図られるような多様な運賃体系につきましては、今後とも県、沿線市等と協力しながら同社と研究を続けて参りたいと存じます。

以上でございます。

- ◆ **1番杉本佳代議員** 御答弁ありがとうございます。

1点目の質問でお伺いしたのは、その出資比率が運行の距離によるものだったと思うんですね。15分の3というのが運行距離が4駅分の運行距離であるからということだったと思いますけれども、4つのうち3つは乗り入れていないという状況で、この費用というのはちょっと私としては納得がいかないので、その辺についての御説明をもう1点、再質問させていただきます。お願いします。

- **答弁◎田村英之技監兼都市計画部長** 運行比率につきましては、駅の数

だけではなく沿線の、例えば人口動態ですとか、あるいは地勢的な影響とかも勘案しながら、また埼玉県がかなりの出資比率を有しておりますので、そういうことも勘案しながら決められたものと考えております。必ずしも議員御指摘の運行距離だけによって算出されたものとは認識しておりません。

以上でございます。

◆ 1番 **杉本佳代**議員 御答弁ありがとうございます。

埼玉高速鉄道は第三セクター事業であって、本市が株主ともなっているはずですが。そういう不合理については積極的に県及び3市で協議していただきたいと思っております。浦和美園の区画整理頼みになっているような気がしてならないので、本市としてどうやって運行に関して本数が増えるような施策が講じられるかというところを、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。要望します。

● 12 神根地域の問題について

(1) 下水道普及率を向上させる施策について

川口市全体を見れば21年度末現在82.1パーセントの下水道普及率も、神根地域においては42.9パーセントと低く、ところによっては10パーセント前後というところもあり、私に寄せられる要望の多くは下水道の早期普及であります。市街化調整区域の多い神根区域ではありますが、地方税という財源の目的を考えますと、上下水道の整備は真っ先に提供すべき行政サービスの一つであり、なかなか進まない理由の一つには、財源の不足もあるようですが、既に普及している世帯との公平性からも早期に進めるべきと考えます。区画整理事業が進捗しない地域においては、浄化槽設置の補助費も出ない状況で、いまだくみ取りの地区もあり、川口市という都会において全く許容しがたいありさまです。

先頃発表された川口市第4次総合計画によれば、市全体の下水道普及率をこの27年度までに84パーセントにするとのことです。

そこで、神根地域の下水道工事の詳細な計画について御質問いたします。

質問の1点目として、下水道普及率を上げるためには、本地域の早急な工事が急務であると考えますが、この地域における整備状況について御説明ください。

2点目として、区画整理事業が進捗しないことにより、一向に基盤整備が進まない地域に対する何らかの手あてを御検討いただけないでしょうか。

(2) 道路拡幅について

神根公民館や支所、消防署などが建つ市道青木神戸線は都市計画道路の指定を受けているとのことですが、一向に道路拡幅が行われないうまま現在に至っております。付近には神根小学校もあり、学校通学路でもあります。横断歩道もなく、歩道も狭く、大変歩きにくい上、幅員が十分でないため大型バスが入れないとのことから、市民の足に影響が出るばかりでなく、バス旅行などの集合場所としても他の路上を利用するような状況になっております。

また、赤山地区のスーパーマーケット西友前から新井宿駅にかけての県道鳩ヶ谷越谷線沿いの歩道は大変狭く、新井宿の利用に伴い、歩行者が増加傾向にありますが、道がカーブしていることもあり、視界が遮られ、大変危険な状況で何度となく事故も発生しております。現状では車いすで歩道が通れる道が少ないため、車いすでは車道に出て通行しているような状況です。

そこで、質問いたします。

青木神戸線の現状についてお伺いします。

2点目として、県道鳩ヶ谷越谷線の現状と今後についてどのような方針で

あるかお伺いします。

(3) まちづくりについて

埼玉高速鉄道開通9年目になるところ、御存知ない方も多いのですが、新井宿のバスロータリーはいまだ暫定であり、土地も一部が川口市のものであるため、3分の1が借地であります。この土地は何とか新井宿の第4次総合計画の中でも。

以上、よろしくお願ひします。

● 答弁◎押田好正下水道部長 御答弁申し上げます。

(1)の1点目、整備状況でございますが、下水道事業は合流式下水道の改善、地震や老朽管対策など多岐に及んでおり、各事業のバランスや地区の整備状況を勘案し、最大の効果が図られるよう事業を推進しております。

また、下水道未普及地域の解消にあたっては、投資比較の高い箇所を優先して整備を進めているところでございます。

なお、神根地域につきましては、本年度も引き続き木曾呂、源左衛門新田地内など約2キロメートルの管渠の布設工事を予定してございます。

今後におきましても、財源確保を図り、普及率の向上に向け、事業の推進に努めて参ります。

同じく2点目の基盤整備が進まない区画整理事業地内の下水道整備でございますが、将来とも位置が変わらない道路について区画整理事業と整合を図りながら整備に努めているところでございます。

今後とも早期に事業進捗が図れるよう、多面的な方策を検討し、進めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎野添徹男都市整備部長 御答弁申し上げます。

(2) 道路拡幅についての1点目でございますが、都市計画道路青木神戸線につきましては、国道122号線のバイパス機能を持たせた都市幹線道路として位置付け、都市計画の決定を行なっており、現在は現況道路幅員の中で安全対策を実施している状況でございます。

都市計画道路の整備につきましては、限りある財源の中で緊急性、優先性、プロジェクト対応などにより、路線の選択を行い、事業認可の取得に努め、整備の促進を図っているところでございます。

当該路線につきましては、地域の合意形成を図ることが必要であり、その上で路線の位置付けを考慮して参りますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎新福三郎建設部長 御答弁申し上げます。

(2)の2点目、県道鳩ヶ谷越谷線の拡幅整備につきましては、議員御質問の趣旨を踏まえまして、県に強く要望して参りたいと存じます。

以上であります。(拍手起こる)